

輸入貨物の他法令（食品衛生法・植物防疫法・家畜伝染病予防法・薬事法）について

輸入する貨物が関税関係法令以外の法令（他法令）により輸入に関して許可、承認等を必要とする場合には、これら他法令の規定に基づいて許可、承認を受ける必要があります。

また、輸入申告の際、他法令の許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければ輸入の許可となりません。

食品衛生法

対象：すべての飲食物、添加物、食器、容器包装、おもちゃ等

食品、食器、おもちゃなどを輸入する際、食品衛生法に基づき厚生労働大臣に届出をする必要があります。厚生労働省検疫所に「食品等輸入届出書」を提出し、原産国、メーカー名、原材料、成分、製造工程等の説明を行う必要があります。また、厚生労働省の登録機関にて行った分析等の検査結果を添付し、食品衛生法の基準を満たしたものであることを証明する必要があります。検疫所では食品衛生法に基づき適法な食品等であるか審査や検査を行います。

- ・ 輸入食品申請の代行承ります
- ・ 事前手続きの手配承ります

はじめて輸入される商品や今後お取扱いを検討されている商品がありましたら、品目登録制度を用いた事前手続きを利用したスムーズな輸入通関をおすすめします。

（従来の先行サンプル制度は2009年末で廃止されております。）

品目登録制度のご利用にあたりまして、一定の条件がございますので、詳しくはお気軽にお問合せください。

植物防疫法・家畜伝染病予防法

対象：植物、有害植物、有害動物、偶蹄類の動物、家きん、動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら等基本的に主だった加工を施していない動植物については、一部除外品を除いて動植物検疫の対象となります。我が国の安全性を脅かすような他国の病害虫の侵入を未然に食い止めるために、動植物の検疫官が実際に貨物を開けてチェックを行います。

【燻蒸施設のご案内】

植物検疫の結果害虫が出た場合、国が定めた燻蒸施設で燻蒸作業を行う必要があります。

当社六甲物流センターには、コンテナ状態で燻蒸できる燻蒸庫が2部屋あります。

薬事法

対象：医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物、動物用医薬品、同医薬部外品、同医療機器

薬事法にかかる貨物を輸入する場合、厚生労働大臣の製造販売業又は製造業の許可を受ける必要があります。輸入申告の際、薬事法上の許可、承認等を受けていることを税関に証明しなければなりません。具体的には、厚生労働大臣が交付する「製造販売（製造）用医薬品等輸入届出書（輸入販売業許可証）」等が必要です。